

令和8年度「地域発 元気づくり支援金」の応募方法について

長野県上田地域振興局

1 応募期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月2日（月）まで

2 応募方法

以下の書類を、電子メールおよび紙媒体で提出。

(1) 提出書類

ア 地域発 元気づくり支援金事業計画書 及び 別紙 (資料● ●～●頁)

イ 事業計画図書（位置図、見取図、設計図、設計書等）

ウ 申請団体の規約（会則）

} 市町村、広域連合、一部事務組合は不要

エ 申請団体の予算書（直近のもの）

オ 活動内容、事業内容が分かる資料、経費の積算根拠（見積書）等

カ 事業計画提出書類チェックリスト (資料● ●頁)

※ ア及びカの様式は、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

トップページ > 県政情報・統計 > 市町村・地域 > 地域振興 > 「地域発 元気づくり支援金」

⇒ ページ下部『交付要綱・交付要領・各種様式』

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>)

(2) 申請者ごとの提出先及び部数

【市町村、広域連合、一部事務組合の申請者】 … 地域振興局へメールでデータ提出後、紙媒体で1部提出

【公共的団体等の申請者】 … 事業実施する地域の 市町村（下部参照）へメールにてデータ提出し、

さらに、紙媒体2部*を提出

※市町村ご担当者様へ：データと紙媒体1部を地域振興局へ提出願います。
 「事業計画提出書類チェックリスト」（受付用）欄へ記入し、
 「市町村意見書」(資料● ●頁)を添付してください。

公共的団体等の応募書類提出先

| 市町村 | 企画担当課 | 電話 | メールアドレス | 郵便番号 | 住所 |
|-----|---------------------|---------|--|----------|--------------------|
| 上田市 | 市民参加・協働推進課 | 75-2230 | mati@cityUEDA.nagano.jp | 386-8601 | 上田市大手1丁目 11番16号 |
| | 丸子地域自治センター 地域振興課 | 42-1041 | mtiiki@cityUEDA.nagano.jp | 386-0492 | 上田市上丸子 1612番地 |
| | 真田地域自治センター 地域振興課 | 72-2202 | stiiki@cityUEDA.nagano.jp | 386-2292 | 上田市真田町長 7178番地1 |
| | 武石地域自治センター 地域振興課 | 85-2824 | ttiiki@cityUEDA.nagano.jp | 386-0592 | 上田市下武石 742番地 |
| 東御市 | 地域づくり支援課 | 75-5506 | chiiki@cityTOMI.nagano.jp | 389-0592 | 東御市県281-2 |
| 長和町 | 総合政策課 企画政策係 | 75-2064 | kikaku@townNAGAWA.nagano.jp | 386-0603 | 小県郡長和町古町 4247-1 |
| 青木村 | 総務企画課企画財政係 | 49-0111 | zaisei@vill.aoki.nagano.jp | 386-1601 | 小県郡青木村 大字田沢111 |

「地域発 元気づくり支援金」事業の検討にあたっての留意事項

上田地域振興局企画振興課

1 事業費の積算・事業実施の際の留意事項

留意事項については説明会資料の「留意点等」・「よくあるご質問」にも記載がありますが、改めてお願いしたい事項をまとめましたので、計画段階から十分にご留意ください。

(1) 契約方法（見積書等）について

独自の会計規則を持たない団体においては、契約相手先の選定の際、10万円以上の契約は複数見積が必要ですが、以下の点にご留意ください。

- ・上記の金額は、契約単位で判断します。個々の物品等が10万円未満であっても、まとめて購入して10万円以上になる場合は複数見積が必要です。
- ・見積は口頭ではなく、必ず書面でもらってから契約相手先を選定してください。
- ・複数見積は同一の条件（内容）で金額を比較し、相手先を選定してください。
- ・見積内容に変更があった場合には、再度見積を取り直してください。
- ・10万円以上で複数見積が難しい場合（相手方が特定される場合等）には、事前に当課へご相談ください。

(2) 支出関係書類・支払方法等について

- ・見積書・納品書・請求書・領収書等は、申請団体の名義で発行してもらってください。

また、領収書の但書は「品代」等ではなく、具体的な内容が分かるように記載し、内訳が分かるレシート等も添付してください。

- ・支援金活用事業の経費は専用口座により、収入・支出ともに通帳に記載されるように管理してください。事業に係る自己資金の管理も、可能な限りこの口座を利用してください。
やむを得ず立替払いやクレジットカード払等の対応が必要な場合には、必ず事前に当課にご相談ください。

(3) 広報表示について

支援金により取得した施設・整備、機材・物品及び広告・印刷物等には広報表示（例：「令和7年度 長野県 地域発元気づくり支援金活用事業」）が求められています。広報表示のために経費がかかる場合は事業費（対象経費）に計上してください。

特に、広告・印刷物等への表示漏れがないようにしてください。

2 関係者合意形成、関係法令手続きのお願い

地域発 元気づくり支援金交付要領 第2の3の選定基準で、「関係者との合意形成が図られていること、関係法令等に係る諸手続きがなされていること」が定められています。検討中の事業についてご留意をお願いします。

事例1 地域で催し物（お祭り、野外コンサート、レクリエーション、街内回遊イベント、その他イベント）を実施

（1）模擬店（屋台）等で飲食物を提供する場合

- 食品衛生法に基づく食品営業に関する申請が必要な場合があります。

（2）のぼり旗・看板等を街中に設置する場合

- 屋外でののぼり旗・看板等を設置する場合、景観上の規制がある場合があります。

（3）屋外で音楽を流す（演奏する）場合

- 周辺に住む方への迷惑とならないよう配慮をしてください。

事例2 地域の景観を良くするため、地域の街道沿いへの植樹、遊休荒廃地の整備、里山の保全を実施

（1）道路沿いへ植樹、プランター設置をする場合

- 植樹、プランターを設置する場所によっては、道路管理者への申請が必要な場合があります。

（2）遊休荒廃地を整備し、農地以外のもの（例えば、地域の公園として活用）にする場合

- 整備する遊休荒廃地の持ち主（地権者）へ、整備の許可と、活用方法の許可を書面で得てください。
- 農地法に基づく手続きが必要な場合があります。

（3）案内板などの看板を設置する場合

- 看板を設置する土地の持ち主の許可を書面で得てください。

事例3 借り受けた物件や物品を活用し、事業を実施

賃貸借契約を締結する等して、事業目的、使用期間、使途などについて貸主との間で合意した内容を書面で得てください。



上記のほか、様々な事例につきましては、県の各機関へご相談ください。

(次頁)

～分野別の主な相談窓口（上田地域）～
※窓口・電話受付時間は9:00～16:30です。

観光・商工業

| | |
|------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光に関すること ・商業に関すること ・雇用に関すること ・工業に関すること ・地場産業に関すること |
| 連絡先 | 上田地域振興局商工観光課 TEL 0268-25-7140 |

林業

| | |
|------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林づくりに関すること (里山整備や松くい虫被害対策等) ・森林や木材の利活用に関すること ・野生鳥獣被害対策、ジビエに関すること ・林地開発許可、保安林に関すること |
| 連絡先 | 上田地域振興局林務課 TEL 0268-25-7137 |

農業

| | |
|------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村振興に関すること ・地産地消・6次産業化に関すること ・農地に関すること |
| 連絡先 | 上田農業農村支援センター農業農村振興課 TEL 0268-25-7125 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用排水路等の整備に関すること |
| 連絡先 | 上田地域振興局農地整備課 TEL 0268-25-7128 |

| | |
|------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手確保・育成に関すること ・農業の技術・経営に関すること |
| 連絡先 | 上田農業農村支援センター技術経営普及課 TEL 0268-25-7157 |

環境保全・景観形成

| | |
|------|--|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・水・大気環境等の保全に関すること ・水道、浄化槽に関すること ・自然保護、自然公園に関すること ・気候変動対策、省エネルギー、再生可能エネルギーに関すること |
| 連絡先 | 上田地域振興局環境課 TEL 0268-25-7134 |

| | |
|------|--|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物に関すること |
| 連絡先 | 上田建設事務所建築課 TEL 0268-25-7143 |

教育・文化

| | |
|------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の教育に関すること ・生涯学習、社会教育に関すること |
| 連絡先 | 東信教育事務所（小諸市与良町6-5-5） TEL 0267-31-0250 |

| | |
|------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生に関すること ・子どもカフェに関すること |
| 連絡先 | 上田地域振興局総務管理課県民生活担当 TEL 0268-25-7113 |

保健、医療、福祉

| | |
|------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 健康づくりに関すること ② 食品に関すること ・施設の衛生に関すること ③ 高齢者の福祉に関すること ・障がい者の福祉に関すること |
| 連絡先 | 上田保健福祉事務所 ① 健康づくり支援課 TEL 0268-25-7148 ② 食品・生活衛生課 TEL 0268-25-7152 ③ 福祉課 TEL 0268-25-7122 |

| | |
|------|--|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 道路、河川の維持管理に関すること <p>※道路は、3桁国道（国道18号以外の国道）・県道、河川は、一級河川をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 防災に関すること |
| 連絡先 | <ul style="list-style-type: none"> ① 上田建設事務所維持管理課 TEL 0268-25-7164 ② 上田地域振興局総務管理課県民生活担当 TEL 0268-25-7113 |

資料 6

元気づくり支援金 事前相談のお願い

上田地域振興局企画振興課

制度改正に伴い、事業内容や成果目標等について応募前の段階からご相談させていただくため、新規・継続、新基準・従来の基準での応募に関わらず、
「事前相談」をお願いします。

まずは下記の連絡先へご連絡ください。電話によるご相談の場合も、日程調整させていただく場合があります。

なお、これまで応募締切後に実施していた全ての事業を対象としたヒアリングは行いませんので、分かりやすい事業計画書の作成にご尽力いただくとともに、提出時に必要書類の漏れ等がないようチェックリスト等の御確認をお願いします。

事前相談強化期間

令和8年1月30日（金）までの9:00～16:00 ※土日祝日を除く

相談方法

日程調整の上、対面(来所)・オンライン・電話・メールにより行います。

【連絡先】 上田地域振興局企画振興課

電話：0268-25-7112

メール：uedachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

資料 7

※令和7年12月現在の予定のため、内容の一部が変更になる場合があります。

「地域発 元気づくり支援金」上田地域選定方針(案)

令和7年12月
上田地域振興局企画振興課

「地域発元気づくり支援金交付要綱(以下「要綱」という。)」及び「地域発元気づくり支援金交付要領(以下「要領」という。)」の規定に基づき、上田地域の選定方針をこのとおり定めます。

1 制度の趣旨(要綱 第1)

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるために、市町村及び公共的団体等が、住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に要する経費に対し、予算の範囲内で地域発元気づくり支援金を交付する。

2 選定基準

(1)要綱第6第4項及び要領第2第3項の規定に基づく選定基準

広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業であり、以下を満たすこと。

- 1 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること。
また、公益性の高い事業であること。
- 2 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- 3 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。
- 4 (市町村の場合)
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること。
(公共的団体の場合)
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること。
- 5 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。
なお、同一団体が、工夫や発展性を伴う同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、原則3年以内を限度として、補助対象とすることができる。

(2)要領第2第3項別表6の規定による地域振興局長が必要と認める基準

長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」上田地域計画に即した事業であること。

3 留意点

- 1 令和7年度から選定基準を改正し、「広域的に連携した事業」又は「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」のいずれかに該当し、かつ従前の選定基準である①～⑤の基準を満たす事業を支援対象とする。
- 2 「広域的に連携した事業」は、事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携することを要件とする。
- 3 「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」は、地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、かつ補助金活用後の自走のビジョンが明確であることを要件とする。
- 4 令和8年度までは、経過措置として予算の範囲内で従前の選定基準である①～⑤を満たす事業も支援対象とする。ただし、採択に当たっては新基準を満たす事業を優先する。
- 5 地域協働が地域づくりの基本であるとの認識に立ち、事業自体に地域協働が認められることが必要(要領別表の4)。ただし、事業自体には協働性は認められないものの、結果として地域協働を促すこととなる事業(例:機械整備、施設整備、広報啓発等)も対象となりうる。
- 6 財源振替的要素の強い市町村の本来事業(道路等の基盤整備事業、義務的事業)への支援は、制度の趣旨からして好ましいものとはいえない。